

# 浄化槽市町村整備推進事業をご利用ください

赤字：追記，変更箇所

## ○ 浄化槽市町村整備推進事業とは……

個人の住宅に、大崎市が浄化槽を設置するとともに大崎市が浄化槽の維持管理を行う事業です(公設浄化槽)。公共下水道の事業認可区域，農業集落排水事業の採択区域を除いた区域(下水道が整備されないまたは整備に相当の期間がかかる区域)が事業対象となります。将来，下水道が使える区域になった場合でも，浄化槽設置から10年間は下水道への切替はできませんのでご了承願います。

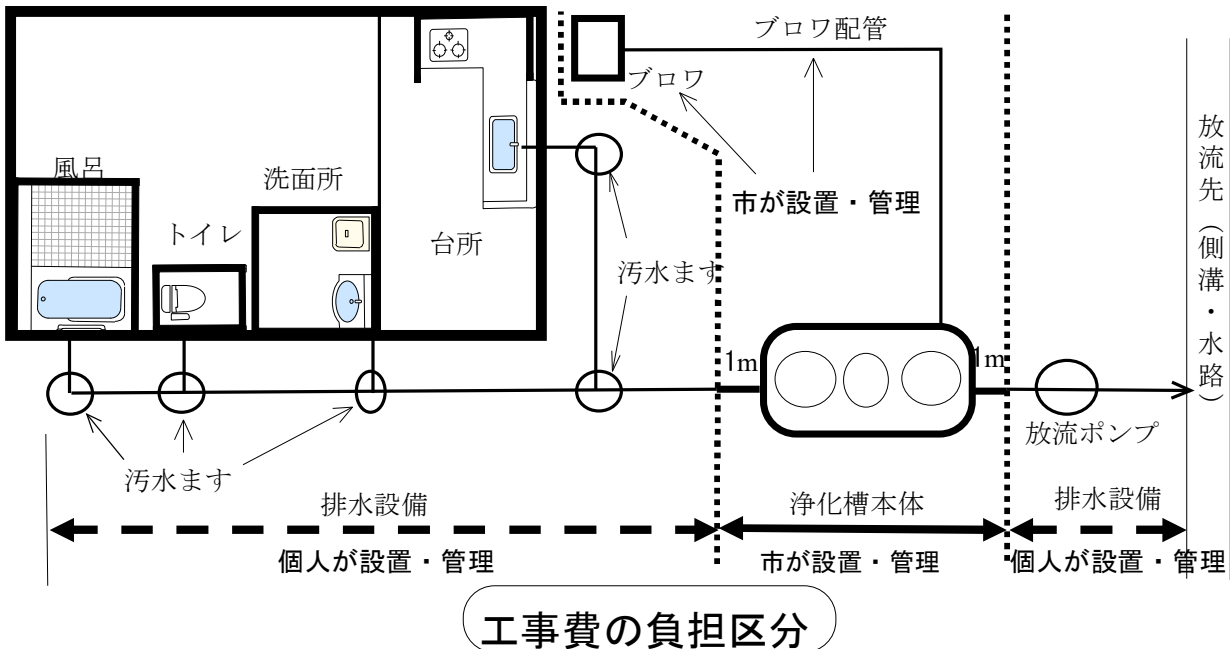
\* 浄化槽…トイレのし尿，台所やお風呂，洗濯排水などの生活雑排水を合わせてきれいに処理する装置です

## ○ 事業対象となる建物

戸建ての一般住宅，集落の集会所並びに延べ面積及び算定人槽区分の2分の1以上が住宅である兼用住宅が事業の対象となります(建て売り住宅や貸家，事業所等は対象になりません)。

## ○ 市町村型浄化槽整備事業の工事費負担

市が工事を行うのは，浄化槽本体の標準工事とブロワ設置及びブロワ配管，流入管1mと放流管1mの部分です。浄化槽までの配管と浄化槽からの配管，標準工事以外の部分は個人で施工していただきます。



\* 浄化槽へ雑排水を流すための排水設備は，下水道と同様に大崎市排水設備指定工事店以外の業者は施工できませんのでご注意願います。

浄化槽事業の問い合わせ先 大崎市上下水道部下水道施設課 0229-25-5210

## 公設浄化槽の設置場所

大崎市が整備する浄化槽の設置場所は浄化槽の維持管理や更新(新設入換)等を考慮し、以下の条件が満たされる場所への設置を原則とします。

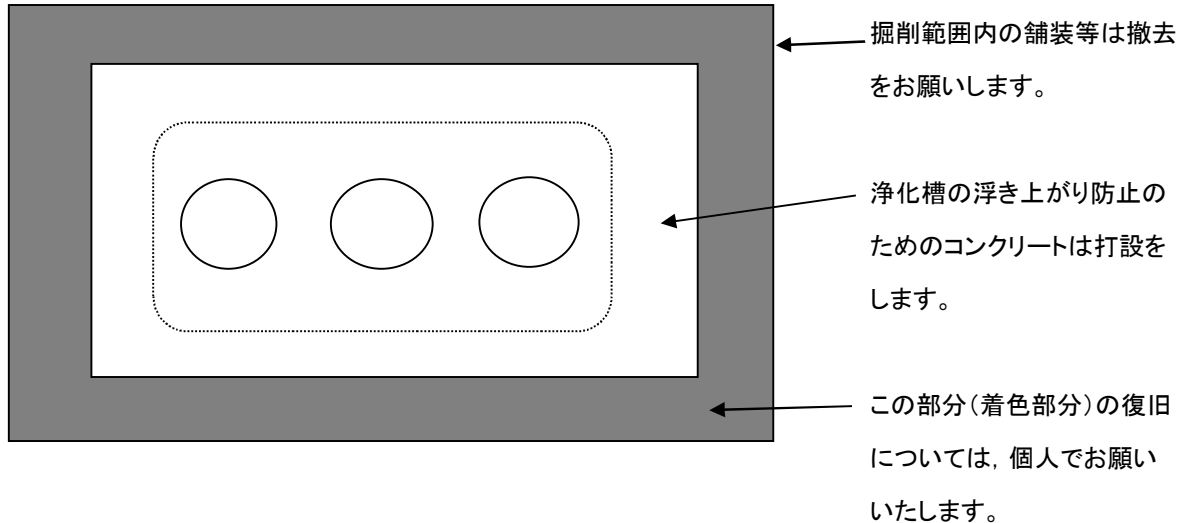
- ・公設浄化槽本体から建築物(土地に定着していない物置等を含む。), 塀等の工作物, 立木等及び敷地境界線までの間を1メートル以上確保できること。
  - ・道路等から公設浄化槽設置場所までの間に, 工事用車両等の通行のために盛土等が必要となる高低差等がなく, 当該車両等が通行可能な幅として2メートル以上の幅員を確保できること。
- ※フロアは浄化槽本体に含まれません。



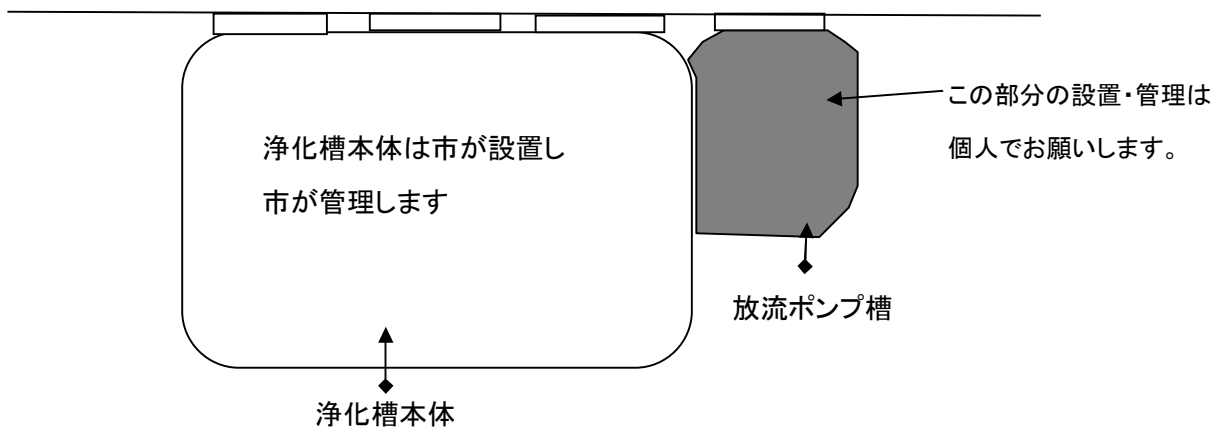
設置場所説明図

## 浄化槽工事の範囲

大崎市が発注する浄化槽工事は、浄化槽を設置する所が土の状態での工事を標準としています。コンクリート舗装、アスファルト舗装及び平板ブロック等の撤去は個人負担をお願いします。土の状態になったところへ、公設浄化槽を設置します。完了後に元の舗装等の状態にする費用についても個人の負担をお願いします。



公設浄化槽は、自然流下で放流できる水路等があることを条件に設置を認めています。ただし、自然流下で放流できなくても申請者が放流できる状態(放流ポンプ等を個人で設置・管理する場合)にする場合は認めています。



## ○ 排水設備工事費以外で個人が負担する経費

### ① 受益者分担金 5人槽～10人槽 222,000円

設置した翌年度(4月以降)に賦課徴収されます。一括か、5年間の20期払い(年4期)で納入いただきます。

### ② 浄化槽使用料(下水道使用料と同額です)

使用した水道水量に応じた浄化槽使用料が毎月かかります。水道料金と一緒に賦課、徴収されます。

(井戸水使用の場合は、別途メーター器を付けて料金が算出されます)。

### ③ 外壁コンセントの設置及びブロワ運転に係る電気料金

ご家庭のコンセントを使用させていただきますので、設置費用と電気料金の負担をお願いします。

### ④ 浄化槽清掃時の水道料金

年に1回浄化槽の清掃時に汚泥の抜き取りを行います。その後、浄化槽に水を張らなければなりません。

その際には水道水(井戸水)を利用させていただきますので、費用負担をお願いします(3.0m<sup>3</sup>前後)。

### ⑤ 浄化槽設置の土地

浄化槽を設置する土地は、大崎市が無償で借り受けますのでご了承願います。

**\* 浄化槽の保守点検、年に一回の浄化槽清掃、年に一回の法定検査は大崎市が業者へ委託するので、個人での契約や支払いなどは必要ありません。ただし、トイレの詰まりやます修理など、排水設備の清掃や補修は個人負担となりますのでご留意願います。**

## ○ 水洗便所等改造資金融資あっせん制度が利用できます

水洗便所改造及び排水設備工事費用は、水洗便所等改造資金融資あっせん制度をご利用いただけます。

融資は市内の金融機関から(郵便局は除く)受けられ、限度額は100万円です。60か月以内で元金のみをご返済いただきます。利子については大崎市が金融機関へ支払います。

借入に当たっては、県内在住の連帯保証人1名が必要となります。

## ○ 浄化槽使用料

汚水の種別	一般汚水	税込み	参考 使用料
基本使用料	汚水量10m <sup>3</sup> まで	1,540円	15m <sup>3</sup> 2,640円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	汚水量11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで	220円	20m <sup>3</sup> 3,740円
	汚水量21m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> まで	253円	25m <sup>3</sup> 5,005円
	汚水量51m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup> まで	286円	30m <sup>3</sup> 6,270円
	汚水量500m <sup>3</sup> を超えるもの	253円	35m <sup>3</sup> 7,535円

## ○ 浄化槽設置の申請

浄化槽設置と同時に排水設備工事もしていただきます。そのため、浄化槽の設置申請に当たっては、大崎市排水設備指定工事店へご相談ください。工事代金の見積もりや申請に必要な図面等を作成します。